

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成30年8月31日に取扱い（サービス）を終了した、当組合発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

蓮田市商業協同組合

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

はなみずき商品券

○払戻しの申出期間

平成30年9月3日（月曜日）9時から平成30年11月30日（金曜日）5時まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

蓮田市商業協同組合委託団体である蓮田市商工会へ未使用の「はなみずき商品券」を持参又は郵送する。

○払戻しの方法

〈持参の場合〉蓮田市商工会へご持参頂ければ、その場にて現金で全額払戻しいたします。

〈郵送の場合〉未使用の「はなみずき商品券」と①商品券の枚数 ②住所 ③氏名 ④日中連絡可能な電話番号 ⑤振込先金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人を明記した申込書（様式自由）を同封して、蓮田市商工会まで郵送ください。その後、同預金口座へご負担いただいた郵送料を含めて振込にて払戻を行います。振込手数料は蓮田市商業協同組合が負担します。※郵送の場合、11月30日（金）必着となります。

※持参先及び送付先住所：〒349-0111 埼玉県蓮田市東6-1-8 蓮田市商工会

○払戻しに関する問い合わせ先

〒349-0111 埼玉県蓮田市東6-1-8 蓮田市商業協同組合

TEL：048-769-1661 E-mail：info@web-hasuda.or.jp

蓮田市商業協同組合

平成30年9月3日